

社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした  
 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程  
 新旧対照表

見直し	現行
<p>社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした            スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程</p> <p>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会            平成 21 年 3 月 7 日総会決定</p> <p>改正 平成 22 年 2 月 20 日理事会決定            改正 平成 23 年 2 月 19 日理事会決定            改正 平成 23 年 11 月 22 日理事会決定            改正 平成 26 年 3 月 3 日理事会決定            改正 平成 28 年 2 月 22 日理事会決定            改正 平成 28 年 6 月 23 日理事会決定            改正 平成 29 年 3 月 9 日理事会決定</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟            平成 29 年 4 月 1 日施行</p> <p><u>改正 平成 30 年 3 月 12 日理事会決定</u></p>	<p>社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした            スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程</p> <p>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会            平成 21 年 3 月 7 日総会決定</p> <p>改正 平成 22 年 2 月 20 日理事会決定            改正 平成 23 年 2 月 19 日理事会決定            改正 平成 23 年 11 月 22 日理事会決定            改正 平成 26 年 3 月 3 日理事会決定            改正 平成 28 年 2 月 22 日理事会決定            改正 平成 28 年 6 月 23 日理事会決定            改正 平成 29 年 3 月 9 日理事会決定</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟            平成 29 年 4 月 1 日施行</p>
<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、「本連盟」という。）が、本連盟定款（以下、「定款」という。）第 4 条の規定に基づいて行う、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（以下、「教育</p>	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、「本連盟」という。）が、本連盟定款（以下、「定款」という。）第 4 条の規定に基づいて行う、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（以下、「教育</p>

<p>課程」という。)の設置のための認定事業について定める。</p> <p>2 この規程において、「スクール(学校)ソーシャルワーク」とは、学校教育法第1条で定める学校のうち原則として18歳未満の児童生徒を対象とした学校、同法で定める学校に関する施設・機関等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等、その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育に関する施設・機関・組織その他の施設・機関等(以下、「学校現場等」という。)において、学校及び日常での生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行うことをいう。スクール(学校)ソーシャルワークの基本は、児童生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために、人と環境の関わりに介入して支援を行う営みである。</p> <p>3 この規程において、「スクール(学校)ソーシャルワーカー」とは、前項に規定する業務を行う者をいう。</p>	<p>課程」という。)の設置のための認定事業について定める。</p> <p>2 この規程において、「スクール(学校)ソーシャルワーク」とは、学校教育法第1条で定める学校のうち原則として18歳未満の児童生徒を対象とした学校、同法で定める学校に関する施設・機関等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等、その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育に関する施設・機関・組織その他の施設・機関等(以下、「学校現場等」という。)において、学校及び日常での生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行うことをいう。スクール(学校)ソーシャルワークの基本は、児童生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために、人と環境の関わりに介入して支援を行う営みである。</p> <p>3 この規程において、「スクール(学校)ソーシャルワーカー」とは、前項に規定する業務を行う者をいう。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 目的</b></p> <p>第2条 本事業は、社会福祉士及び精神保健福祉士(以下、「社会福祉士等」という。)が、学校現場等において適切なソーシャルワークを実践することができるよう養成を行うとともに、文部科学省及び地方公共団体等が実施する「スクールソーシャルワーカー活用事業」等との連動性も視野に入れつつ、児童の福祉の増進を目的とし、あわせて社会福祉士等有資格者の積極的な活用と社会的認知を高めその職域拡大に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 目的</b></p> <p>第2条 本事業は、社会福祉士及び精神保健福祉士(以下、「社会福祉士等」という。)が、学校現場等において適切なソーシャルワークを実践することができるよう養成を行うとともに、文部科学省及び地方公共団体等が実施する「スクールソーシャルワーカー活用事業」等との連動性も視野に入れつつ、児童の福祉の増進を目的とし、あわせて社会福祉士等有資格者の積極的な活用と社会的認知を高めその職域拡大に寄与することを目的とする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3章 教育課程認定</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 教育課程認定</b></p>

<p>第3条 この規程において教育課程認定とは、学校現場等において、適切なソーシャルワークを実践することができる社会福祉士等を養成するために、最低限必要となる教育課程の設置要件を本連盟が定め、本連盟に正会員として入会している社会福祉士または精神保健福祉士の養成校、当該養成校の設置者が設置する大学院（以下、「大学院」という。）、その他の教育課程を設置しようとする団体及び機関（以下、「養成校等」という。）が行う書面による申請に対し、本連盟が第6条に定める審査基準に基づき審査し、認定することをいう。</p>	<p>第3条 この規程において教育課程認定とは、学校現場等において、適切なソーシャルワークを実践することができる社会福祉士等を養成するために、最低限必要となる教育課程の設置要件を本連盟が定め、本連盟に正会員として入会している社会福祉士または精神保健福祉士の養成校、当該養成校の設置者が設置する大学院、その他の教育課程を設置しようとする団体及び機関（以下、「養成校等」という。）が行う書面による申請に対し、本連盟が第6条に定める審査基準に基づき審査し、認定することをいう。</p>
<p>第4条 教育課程認定の審査（以下、「認定審査」という。）を行うために、本連盟に認定審査委員会を設置する。</p>	<p>第4条 教育課程認定の審査（以下、「認定審査」という。）を行うために、本連盟に認定審査委員会を設置する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 教育課程修了者</b></p> <p>第5条 この規定において教育課程修了者とは、第3条第2項に定める認定課程を修了した者であって、社会福祉士及び介護福祉士法第28条または精神保健福祉士法第28条に規定する社会福祉士または精神保健福祉士の登録を受けた者のうち、当該養成校等からの申請に基づき「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証の交付を受けた者をいう。</p> <p>2 前項に規定する修了証の交付を受けるため、当該養成校等は次に定める書類を会長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育課程修了証交付申請書</li> <li>二 指定科目履修証明書</li> <li>三 社会福祉士または精神保健福祉士登録証の写し</li> </ul> <p>3 教育課程修了者であって、現にスクール（学校）ソーシャルワーカーの業務</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 教育課程修了者</b></p> <p>第5条 この規定において教育課程修了者とは、第3条第2項に定める認定課程を修了した者であって、社会福祉士及び介護福祉士法第28条または精神保健福祉士法第28条に規定する社会福祉士または精神保健福祉士の登録を受けた者のうち、当該養成校等からの申請に基づき「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証の交付を受けた者をいう。</p> <p>2 前項に規定する修了証の交付を受けるため、当該養成校等は次に定める書類を会長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育課程修了証交付申請書</li> <li>二 指定科目履修証明書</li> <li>三 社会福祉士または精神保健福祉士登録証の写し</li> </ul> <p>3 教育課程修了者であって、現にスクール（学校）ソーシャルワーカーの業務</p>

に従事する者及び従事しようとする者は、ソーシャルワークに関する団体及び機関が開催する研修等の制度を活用し、継続して知識及び技術の向上に努めなければならない。

に従事する者及び従事しようとする者は、ソーシャルワークに関する団体及び機関が開催する研修等の制度を活用し、継続して知識及び技術の向上に努めなければならない。

### 第5章 審査基準

### 第5章 審査基準

第6条 教育課程認定の審査基準を以下の通り定める。

第6条 教育課程認定の審査基準を以下の通り定める。

2 認定課程には教育課程の運営、管理及び課程に在籍する学生の相談等を担当する責任者として、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程の専任の教員1名を配置しなければならない。

2 認定課程には教育課程の運営、管理及び課程に在籍する学生の相談等を担当する責任者として、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程の専任の教員1名を配置しなければならない。

また、大学院に教育課程を設置する場合には、同様の責任者として社会福祉士または精神保健福祉士養成課程、又は大学院の専任の教員1名を配置しなければならない。

3 社会福祉士養成校の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

3 社会福祉士養成校の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

一 厚生労働省令に定める社会福祉士指定科目（ただし、社会福祉士有資格者は免除）

一 厚生労働省令に定める社会福祉士指定科目（ただし、社会福祉士有資格者は免除）

二 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群

二 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群

科目名	時間数			必修・選択の別	SSW 実務経験 2年以上の者
	通学課程	通信課程			
		面接	印刷		
スクール（学校）ソーシャルワーク論	30h	—	90h	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	15h	15h	—	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	15h	1.5h	20h	必修	履修免除
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	80h	80h	—	必修	履修免除

科目名	時間数			必修・選択の別	SSW 実務経験 2年以上の者
	通学課程	通信課程			
		面接	印刷		
スクール（学校）ソーシャルワーク論	30h	—	90h	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	15h	15h	—	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	15h	1.5h	20h	必修	履修免除
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	80h	80h	—	必修	履修免除

スクール（学校）ソーシャルワーク演習、同実習指導担当教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む）20人につき1人以上が望ましい。スクール（学校）ソーシャルワーク実習について、同時に実習を行う学生の数は、実習指導者1人につき5人を上限とすることが望ましい。

三 教育関連科目群は教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表に定める教育内容のうち、以下の内容を含む科目とする。

科目名	科目数	1科目の時間数			必修・選択の別	SSW実務経験2年以上の者	教職普通免許状所持者
		通学課程	通信課程				
			面接	印刷			
・ 教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目	1科目以上	30h	—	90h	1科目以上選択必修	履修免除	履修免除
・ 教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目 ・ 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	1科目以上	30h	—	90h	1科目以上選択必修	履修免除	履修免除

四 追加科目

科目名	時間数			必修・選択の別	精神保健福祉士有資格者
	通学課程	通信課程			
		面接	印刷		
精神保健の課題と支援	30h	—	90h	必修	履修免除

4 精神保健福祉士養成校の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

スクール（学校）ソーシャルワーク演習、同実習指導担当教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む）20人につき1人以上が望ましい。スクール（学校）ソーシャルワーク実習について、同時に実習を行う学生の数は、実習指導者1人につき5人を上限とすることが望ましい。

三 教育関連科目群は教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表に定める教育内容のうち、以下の内容を含む科目とする。

科目名	科目数	1科目の時間数			必修・選択の別	SSW実務経験2年以上の者	教職普通免許状所持者
		通学課程	通信課程				
			面接	印刷			
・ 教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目	1科目以上	30h	—	90h	1科目以上選択必修	履修免除	履修免除
・ 教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目 ・ 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	1科目以上	30h	—	90h	1科目以上選択必修	履修免除	履修免除

四 追加科目

科目名	時間数			必修・選択の別
	通学課程	通信課程		
		面接	印刷	
精神保健の課題と支援	30h	—	90h	必修

4 精神保健福祉士養成校の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

一 厚生労働省令に定める精神保健福祉士指定科目（ただし、精神保健福祉士有資格者は免除）

二 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群  
前項第二号に定める科目に準ずる。

三 教育関連科目群  
前項第三号に定める科目に準ずる。

四 追加科目

科目名	時間数			必修・ 選択の 別	<u>社会福祉士 有資格者</u>
	通学 課程	通信課程			
		面接	印刷		
児童や家庭に対する支援と 児童・家庭福祉制度	30h	—	90h	必修	<u>履修免除</u>

一 厚生労働省令に定める精神保健福祉士指定科目（ただし、精神保健福祉士有資格者は免除）

二 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群  
前項第二号に定める科目に準ずる。

三 教育関連科目群  
前項第三号に定める科目に準ずる。

四 追加科目

科目名	時間数			必修・選択の別
	通学 課程	通信課程		
		面接	印刷	
児童や家庭に対する支援と 児童・家庭福祉制度	30h	—	90h	必修

5 大学院の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

一 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群  
前々項第二号に定める科目に準ずる。

二 教育関連科目群  
前々項第三号に定める科目に準ずる。

三 追加科目

科目名	時間数			必修・ 選択の 別	<u>社会福祉 士有資格 者</u>	<u>精神保健 福祉士有 資格者</u>
	通学 課程	通信課程				
		面接	印刷			
<u>児童や家庭に対する支援 と児童・家庭福祉制度</u>	<u>30h</u>	<u>—</u>	<u>90h</u>	<u>必修</u>	<u>履修免除</u>	<u>必修</u>
<u>精神保健の課題と支援</u>	<u>30h</u>	<u>—</u>	<u>90h</u>	<u>必修</u>	<u>必修</u>	<u>履修免除</u>

<p>6 社会福祉士または精神保健福祉士有資格者、スクール（学校）ソーシャルワーカーとして2年以上の実務経験がある者及び教育職員免許法第4条第2項に定める免許状を有する者が免除される科目については、免除の対象となる当該者のみを対象とする認定課程には、当該科目の設置は不要とする。</p> <p>7 第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に指定する科目の教育内容、担当教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者要件及び認定審査申請に係る諸様式等は、理事会の承認を得て第25条に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業企画委員会が別に定める。</p>	<p>5 社会福祉士または精神保健福祉士有資格者、スクール（学校）ソーシャルワーカーとして2年以上の実務経験がある者及び教育職員免許法第4条第2項に定める免許状を有する者が免除される科目については、免除の対象となる当該者のみを対象とする認定課程には、当該科目の設置は不要とする。</p> <p>6 第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に指定する科目の教育内容、担当教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者要件及び認定審査申請に係る諸様式等は、理事会の承認を得て第25条に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業企画委員会が別に定める。</p>
<p>第8条 認定審査委員会は、5名以上8名以内の委員で構成する。</p> <p>2 前項の委員は、学識経験者等の中から理事会で<u>適任者</u>を選出し、会長が委嘱する。</p>	<p>第8条 認定審査委員会は、5名以上8名以内の委員で構成する。</p> <p>2 前項の委員は、<u>スクール（学校）ソーシャルワークに造詣の深い</u>学識経験者等の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。</p>
<p>第9条 認定審査委員会に委員長、副委員長を各1名置く。</p> <p>2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>3 委員長は認定審査委員会の職務を管掌する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。</p>	<p>第9条 認定審査委員会に委員長、副委員長を各1名置く。</p> <p>2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>3 委員長は認定審査委員会の職務を管掌する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。</p>
<p>第10条 認定審査委員会は、委員長が召集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。</p>	<p>第10条 認定審査委員会は、委員長が召集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。</p>

<p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは委員長が決定する。</p>	<p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは委員長が決定する。</p>
<p>第11条 認定審査委員会は、認定審査結果（案）を起草する。</p> <p>2 前項の認定審査結果（案）は委員長が作成する。</p> <p>3 認定審査結果（案）には、審査基準に適合しているか否かの判定または判定留保の決定結果を明記しなければならない。</p> <p>4 審査基準に適合している場合には、認定審査結果（案）に「勧告」、「助言」、「長所として特記すべき事項」や「評定」を付すことができる。</p> <p>5 審査基準に適合していない場合または審査基準に適合しているか否かの判定を留保する場合には、認定審査結果（案）に、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」を付すことができる。</p> <p>6 委員長は、認定審査結果（案）の完成にあたり、その原案について、申請養成校等から意見を聴取することができる。</p> <p>7 委員長は、認定審査結果（案）を会長に提出しなければならない。</p> <p>8 認定審査結果（案）は、理事会が審議し認定審査結果として決定する。</p>	<p>第11条 認定審査委員会は、認定審査結果（案）を起草する。</p> <p>2 前項の認定審査結果（案）は委員長が作成する。</p> <p>3 認定審査結果（案）には、審査基準に適合しているか否かの判定または判定留保の決定結果を明記しなければならない。</p> <p>4 審査基準に適合している場合には、認定審査結果（案）に「勧告」、「助言」、「長所として特記すべき事項」や「評定」を付すことができる。</p> <p>5 審査基準に適合していない場合または審査基準に適合しているか否かの判定を留保する場合には、認定審査結果（案）に、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」を付すことができる。</p> <p>6 委員長は、認定審査結果（案）の完成にあたり、その原案について、申請養成校等から意見を聴取することができる。</p> <p>7 委員長は、認定審査結果（案）を会長に提出しなければならない。</p> <p>8 認定審査結果（案）は、理事会が審議し認定審査結果として決定する。</p>
<p>第12条 委員の中に教育課程認定を希望する養成校等の関係者がいる場合は、その所属する養成校等の認定審査に加わることができない。</p>	<p>第12条 委員の中に教育課程認定を希望する養成校等の関係者がいる場合は、その所属する養成校等の認定審査に加わることができない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 教育課程の変更等に関する届け出について</b></p> <p>第13条 認定審査の結果、教育課程を認定された養成校等は、本連盟の教育課程登録名簿に登録する。</p> <p>2 教育課程を認定された養成校等が、次年度も、認定を受けた教育課程を変更せずに継続して開設する場合は、次年度開始日3か月前までに別に定める教育</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 教育課程の変更等に関する届け出について</b></p> <p>第13条 認定審査の結果、教育課程を認定された養成校等は、本連盟の教育課程登録名簿に登録する。</p> <p>2 教育課程を認定された養成校等が、次年度も、認定を受けた教育課程を変更せずに継続して開設する場合は、次年度開始日3か月前までに別に定める教育</p>



<p>課程継続の申請にかかる様式等を会長に提出しなければならない。</p> <p>3 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに教育課程変更審査の申請を行い、審査を受けなければならない。</p> <p>4 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク教育関連科目群または追加科目に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに変更内容の照会の申請を行わなければならない。</p> <p>5 教育課程を認定された養成校等が、教育課程を廃止する場合は、廃止しようとする日の3か月前までに別に定める教育課程廃止報告書等を会長に提出しなければならない。</p>	<p>課程継続の申請にかかる様式等を会長に提出しなければならない。</p> <p>3 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに教育課程変更審査の申請を行い、審査を受けなければならない。</p> <p>4 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク教育関連科目群または追加科目に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに変更内容の照会の申請を行わなければならない。</p> <p>5 教育課程を認定された養成校等が、教育課程を廃止する場合は、廃止しようとする日の3か月前までに別に定める教育課程廃止報告書等を会長に提出しなければならない。</p>
<p>第13条の二 審査基準に適合しているか否かの判定が留保となった養成校等は、<u>留保の期間内において、留保の原因となった事項について改善し、再申請を行うことができる。留保の期間は申請を行った年度末までとする。再申請の回数は1回を限度とする。</u></p> <p>なお、再申請を行うことができる期間は、<u>申請を行った年度の1月末日までとし、その後申請をしようとするときは、新たに申請を行うこととする。</u></p> <p>2 前項に定める期間を経過して再申請を行わない場合または前項に定める再申請に基づく審査の結果、留保の原因となった事項について改善が認められない場合には、その養成校等は本連盟の審査基準に適合していない、と判定する。</p>	<p>第13条の二 審査基準に適合しているか否かの判定が留保となった養成校等は、<u>教育課程を開設する前年度の新規課程設置認定審査期日までに、留保の原因となった事項について改善し、再申請を行うことができる。</u></p> <p>なお、再申請を行うことができる期間については、<u>判定が留保となった日の次の年度の新規課程設置認定審査期日までとする。</u></p> <p>2 前項に定める期間を経過して再申請を行わない場合または前項に定める再申請に基づく審査の結果、留保の原因等となった事項について改善が認められない場合には、その養成校等は本連盟の審査基準に適合していない、と判定する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8章 認定審査結果の公表</b></p> <p>第14条 会長は、認定審査の結果について、理事会の決定を得た後、速やかにその結果を、認定審査を申請した当該養成校等に通知し、当該年度の認定審査</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 認定審査結果の公表</b></p> <p>第14条 会長は、認定審査の結果について、理事会の決定を得た後、速やかにその結果を、認定審査を申請した当該養成校等に通知し、当該年度の認定審査</p>

<p>結果の概要を本連盟会員に公表する。</p> <p>2 会長は、認定審査の結果、審査基準に適合していると認定された養成校等について、インターネットその他の広報媒体を用いて社会に開示する。</p>	<p>結果の概要を本連盟会員に公表する。</p> <p>2 会長は、認定審査の結果、審査基準に適合していると認定された養成校等について、インターネットその他の広報媒体を用いて社会に開示する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第9章 異議申立審査</b></p> <p>第15条 認定審査の結果、本連盟の審査基準に適合していないと判定された養成校等、または本連盟の審査基準に適合しているか否かの判定を留保された養成校等は、認定審査の結果について異議申立を行うことができる。</p> <p>2 第22条第2項の処分を受けた養成校等は、処分の内容について異議申立を行うことができる。</p> <p>3 異議申立は、前条第1項又は第22条第2項の通知を受けてから2週間以内に行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 異議申立審査</b></p> <p>第15条 認定審査の結果、本連盟の審査基準に適合していないと判定された養成校等、または本連盟の審査基準に適合しているか否かの判定を留保された養成校等は、認定審査の結果について異議申立を行うことができる。</p> <p>2 第22条第2項の処分を受けた養成校等は、処分の内容について異議申立を行うことができる。</p> <p>3 異議申立は、前条第1項又は第22条第2項の通知を受けてから2週間以内に行わなければならない。</p>
<p>第16条 異議申立審査委員会は、副会長、常務理事、理事2名、及び事務局長で構成する。</p>	<p>第16条 異議申立審査委員会は、副会長、常務理事、理事2名、及び事務局長で構成する。</p>
<p>第17条 異議申立審査委員会の審査委員長は、副会長がこれにあたる。</p>	<p>第17条 異議申立審査委員会の審査委員長は、副会長がこれにあたる。</p>
<p>第18条 異議申立審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>2 異議申立審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは審査委員長が決定する。</p>	<p>第18条 異議申立審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>2 異議申立審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは審査委員長が決定する。</p>
<p>第19条 異議申立審査委員会の委員は、その所属する養成校等の異議申立審査に加わることができない。</p>	<p>第19条 異議申立審査委員会の委員は、その所属する養成校等の異議申立審査に加わることができない。</p>

<p>第20条 審査委員長は、審査結果に基づいて、異議申立審査報告書を作成し、速やかに理事会に提出しなければならない。</p>	<p>第20条 審査委員長は、審査結果に基づいて、異議申立審査報告書を作成し、速やかに理事会に提出しなければならない。</p>
<p>第21条 理事会は異議申立審査報告書に基づいて認定審査結果について審議し、異議申立審査結果を踏まえた認定審査結果として決定する。</p> <p>2 会長は、異議申立審査を踏まえた認定審査結果について理事会の決定を得た後、速やかにその認定審査結果を、申立を行った養成校等に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項による認定審査結果については、再度異議申立を行うことはできない。</p>	<p>第21条 理事会は異議申立審査報告書に基づいて認定審査結果について審議し、異議申立審査結果を踏まえた認定審査結果として決定する。</p> <p>2 会長は、異議申立審査を踏まえた認定審査結果について理事会の決定を得た後、速やかにその認定審査結果を、申立を行った養成校等に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項による認定審査結果については、再度異議申立を行うことはできない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第10章 認定の取り消し</b></p> <p>第22条 虚偽の申請により、審査基準に適合していると認定された養成校等は、その認定を取り消すものとする。</p> <p>2 教育課程認定後、別に定める手続きによってその運営の改善が認められない養成校等については、その認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>3 認定を取り消された養成校等は、第1項の申請及び第2項の処分があった年度から起算して4か年度は新たに認定審査申請を行うことができない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章 認定の取り消し</b></p> <p>第22条 虚偽の申請により、審査基準に適合していると認定された養成校等は、その認定を取り消すものとする。</p> <p>2 教育課程認定後、別に定める手続きによってその運営の改善が認められない養成校等については、その認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>3 認定を取り消された養成校等は、第1項の申請及び第2項の処分があった年度から起算して4か年度は新たに認定審査申請を行うことができない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第11章 認定審査料</b></p> <p>第23条 認定審査申請を希望する養成校等は、認定審査申請に際し、別に定める認定審査料を納入しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11章 認定審査料</b></p> <p>第23条 認定審査申請を希望する養成校等は、認定審査申請に際し、別に定める認定審査料を納入しなければならない。</p>

<p>第24条 前条に規定する納入済みの認定審査料は、特段の事由がない限り返還しない。</p>	<p>第24条 前条に規定する納入済みの認定審査料は、特段の事由がない限り返還しない。</p>
<p><b>第12章 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業企画委員会</b></p> <p>第25条 教育課程認定事業の方針や手続、認定審査に関する各種帳票等の様式等を検討するため、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業企画委員会（以下、「企画委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>前項の委員は、学識経験者等の中から理事会で適任者を選出し、会長が委嘱する。</u></p>	<p><b>第12章 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業企画委員会</b></p> <p>第25条 教育課程認定事業の方針や手続、認定審査に関する各種帳票等の様式等を検討するため、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業企画委員会（以下、「企画委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>企画委員会は、次に定める者で構成する。</u></p> <p><u>一 本連盟の理事の中から、理事会の承認を得て会長が指名する者2名以上</u></p> <p><u>二 社会福祉士及び精神保健福祉士に関する団体等から3名以上</u></p> <p><u>三 理事会において必要と認められた者若干名</u></p> <p>3 <u>企画委員会に委員長、副委員長を各1名置く</u></p> <p>4 <u>委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。</u></p> <p>5 <u>委員長は企画委員会の職務を管掌する。</u></p> <p>6 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。</u></p>
<p><b>第13章 守秘義務</b></p> <p>第26条 認定審査委員会委員及び異議申立審査委員会委員（以下、「委員」という）は、ソーシャルワーク専門職養成の質的向上及びその教育研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実に審査活動に従事しなければならない。</p> <p>第27条 委員は、審査活動を通じて収集した情報を教育課程認定事業以外の目的に使用してはならない。</p>	<p><b>第13章 守秘義務</b></p> <p>第26条 認定審査委員会委員及び異議申立審査委員会委員（以下、「委員」という）は、ソーシャルワーク専門職養成の質的向上及びその教育研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実に審査活動に従事しなければならない。</p> <p>第27条 委員は、審査活動を通じて収集した情報を教育課程認定事業以外の目的に使用してはならない。</p>

<p>第28条 委員は、申請養成校等が提出した諸資料、及びその他の審査活動を通じて得た情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、審査活動終了後も継続するものとする。</p> <p>2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 委員として委嘱されているという事実</li> <li>二 公表を前提として本連盟が作成した刊行物その他資料</li> <li>三 当該年度の審査結果が本連盟から公表された後における、当該年度の認定審査に従事したすべての委員の氏名及び所属機関</li> </ol> <p>第29条 委員は、本連盟事務局から送付された申請養成校等に関する資料を、審査活動終了後、速やかに本連盟事務局に返却しなければならない。</p> <p>第30条 本連盟は、申請養成校等が提出した諸資料について、次回以降の申請及び報告のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう、適切な方法で処分するものとする。</p>	<p>第28条 委員は、申請養成校等が提出した諸資料、及びその他の審査活動を通じて得た情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、審査活動終了後も継続するものとする。</p> <p>2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 委員として委嘱されているという事実</li> <li>二 公表を前提として本連盟が作成した刊行物その他資料</li> <li>三 当該年度の審査結果が本連盟から公表された後における、当該年度の認定審査に従事したすべての委員の氏名及び所属機関</li> </ol> <p>第29条 委員は、本連盟事務局から送付された申請養成校等に関する資料を、審査活動終了後、速やかに本連盟事務局に返却しなければならない。</p> <p>第30条 本連盟は、申請養成校等が提出した諸資料について、次回以降の申請及び報告のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう、適切な方法で処分するものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第14章 雑則</b></p> <p>第31条 この規程の改廃は、理事会が行う。</p> <p>2 理事会は、この規程の改廃にあたり、関係する有識者の意見を聞くことができる。</p> <p>3 この規程の施行に必要な細則は、会長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14章 雑則</b></p> <p>第31条 この規程の改廃は、理事会が行う。</p> <p>2 理事会は、この規程の改廃にあたり、関係する有識者の意見を聞くことができる。</p> <p>3 この規程の施行に必要な細則は、会長が別に定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>第1条 この規程は、平成21年3月7日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>第1条 この規程は、平成21年3月7日から施行する。</p>

<p>第2条 本規程第6条及び本規程が別に定める基準その他に規定する、スクール（学校）ソーシャルワーカーの実務経験年数は、原則として当該者が勤務するスクール（学校）ソーシャルワークの業務を行う学校、施設・機関等の専任職員の週所定労働時間の4分の3以上を、1年を通じて業務として従事した場合に限り実務経験1年とする。</p> <p>2 ただし、前項の規定にかかわらず、当分の間、1年を通じてスクール（学校）ソーシャルワーカーとして勤務した日数が70日以上であって、週所定労働日数が2日以上の場合には、実務経験年数を1年とすることができるものとする。</p> <p>第3条 本事業は社会福祉士等有資格者の積極的な活用と社会的認知を高めその職域拡大に寄与することを目的していることから、平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正時に付帯決議された事項である「司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。」の趣旨にかんがみ、本事業の成果を踏まえた上で、本事業で規定する学校等教育現場を社会福祉士の実習指定施設として位置づけられるよう、要望等活動に努めるものとする。</p> <p>第4条 本規程第6条に規定する科目及び教育内容等については、本事業開始後の実施状況や成果、スクール（学校）ソーシャルワークや教育行政等及び社会福祉士等資格制度に関する諸般の情勢を総合的に勘案し、理事会及び第25条に規定する企画委員会において、年度ごとに見直すことができるものとする。</p>	<p>第2条 本規程第6条及び本規程が別に定める基準その他に規定する、スクール（学校）ソーシャルワーカーの実務経験年数は、原則として当該者が勤務するスクール（学校）ソーシャルワークの業務を行う学校、施設・機関等の専任職員の週所定労働時間の4分の3以上を、1年を通じて業務として従事した場合に限り実務経験1年とする。</p> <p>2 ただし、前項の規定にかかわらず、当分の間、1年を通じてスクール（学校）ソーシャルワーカーとして勤務した日数が70日以上であって、週所定労働日数が2日以上の場合には、実務経験年数を1年とすることができるものとする。</p> <p>第3条 本事業は社会福祉士等有資格者の積極的な活用と社会的認知を高めその職域拡大に寄与することを目的していることから、平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正時に付帯決議された事項である「司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。」の趣旨にかんがみ、本事業の成果を踏まえた上で、本事業で規定する学校等教育現場を社会福祉士の実習指定施設として位置づけられるよう、要望等活動に努めるものとする。</p> <p>第4条 本規程第6条に規定する科目及び教育内容等については、本事業開始後の実施状況や成果、スクール（学校）ソーシャルワークや教育行政等及び社会福祉士等資格制度に関する諸般の情勢を総合的に勘案し、理事会及び第25条に規定する企画委員会において、年度ごとに見直すことができるものとする。</p>
<p>附 則（改正 平成30年3月12日理事会決定） この規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（改正 平成29年3月9日理事会決定） この規定は、平成29年4月1日から施行する。</p>